

退職者医療制度

国民健康保険の一部負担金を軽減



対象になる人

退職者医療制度は、会社など退職し年金を受給している人とその家族が対象となる医療保険です。これらの人たちは現役サービスなどの場合の医療給付にかかる費用を、退職者やその家族の保険料と現役サービスの換出金で賄うこととした制度です。

制度のしくみ

給(退職)年金を受給する人(被保険者)の父母、配偶者(内縁を含む)および子、孫、弟、姉など三親類が、10年以上で通算老齢が20年以上か、40歳以上の被用者年金の期間が20年以上か、40歳(退職)年金を受給できる人のいずれか。

3. 老人保健法の適用を受けている人。

2. 家族とは、本人(退職者)の父母、配偶者(内縁を含む)および子、孫、弟、姉など三親類等以内の親族であって、同一の世帯に属し、主として本人(退職被保険者)によって生計を維持している人。

この制度の対象となる人は、国民健康保険に入っている人で次に該当する人(退職被保険者)とその家族(被扶養者)です。

1. 厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老人

▼退職被保険者(本人)

▼市民課国保係まで

(内線 216)

一部負担金の割合

この制度の発足にあたって、本人(退職被保険者)にはお知らせいたしますが、万一もれている場合は届出ください。

また、家族(被扶養者)の有無もあわせて届出ください。

（退職被保険者）とその家族(被扶養者)です。

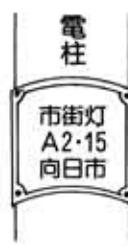
1. 厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老人

▼退職被保険者(本人)

▼お問い合わせ

（内線 216）

家屋調査にご協力を



向日市まつり・がらくた市 不用品を提供してください

※ 古着・古い毛布などは不可。

市長と話す日

日頃、市長と話す機会のない人に、直接市長が要望や相談に応じます。

△とき 9月22日(土) 午前10時～正午
△ところ 市役所3階第3会議室

無料法律相談

△とき 9月22日(土) 午前10時～正午	△ところ 市役所3階第3会議室
△ところ 市役所3階第3会議室	△内容 金銭貸借・土地・財産などの法律問題
△予約日 20日(木) 午前9時からでも可)	△連絡先 税務課固定資産税課
△申込み 税務課固定資産税課 内線 251	

予約制



集めるもの

机・椅子・火鉢・ストーブ・洗濯機・自転車・冷蔵庫・乳母車・たんす・三輪車・水屋・ふとん・たたみ・道具・マットレス等家庭から出る大型ゴミ、テレビ(PC)等電子機器については検査済以外は収集しません。

会社・商店・事業所・工場等から出る営業上のゴミ、ガスボンベ・土砂・がれき・土木建築廃材・オートバイ・薬品等取扱上危険なもの

常に燃えるゴミを出している場所に午前8時までに出して下さい。

△無料収集はこの期間だけですので以後出されても収集いたしません。

△テレビ・洗濯機・冷蔵庫などの大型ゴミは買い換えるときに販売店へ返すようにして下さい。

集めないもの

集める場所

お願い



最新鋭の装備を誇る救助工作車



寄贈を受ける民秋市長

交通事故や災害による人命救助などに威力を發揮する最新鋭救助工作車が、9月7日から向日市消防本部

に配備されました。

これは、火災予防や交通事故防止のために各種の防災事業を行っている日本損害保険協会から寄贈を受けました。

今回寄贈を受けた救助工作車は、電動ウインチ(巻

たでので、本市では十日前に寄贈の消防車に続き今回

に寄贈されました。

たので、最新鋭の装備および附属品などの収納装置を設けました。

これにより、火災現場や交通事故における人命救助活動が迅速に行うことがで

きると期待されています。

皆さん近くの街路灯が消えていたり、破損、また居間も点灯しているのを見かけられたことはありますか。

このような時は、その電柱に付いている識別番号(左図の場合はA2-15号)をお手数ですが生

見かけられたことはありますか。

このような時は、そのままの近づいて、直接、市役所においていただ

か、電話や手紙でも結構です。

◆窓口市民相談 市政全般についての要望、苦情、また市民の困りことなどを受けています。

◆相談日 每月第3土曜日 午前10時～正午

◆場所 市役所 お問い合わせ

◆窓口市民相談 市政全般についての要望、苦情、また市民の困りことなどを受けています。

◆相談日 每月第2・第4火曜日 午前10時～午後3時

◆場所 市民会館

最新鋭救助工作車を配備

きあげ機械)、有毒ガス測定器、救命ボート、救命発索銃、空気呼吸器、ガスマスクといった救助活動に必要な最新鋭の装備および附

属品などの収納装置を設け

ました。

これにより、火災現場や交通事故における人命救助活動が迅速に行うことがで

きると期待されています。

皆さん近くの街路灯が消えていたり、破損、また居間も点灯しているのを見かけられたことはありますか。

このような時は、そのままの近づいて、直接、市役所においていただ

か、電話や手紙でも結構です。

◆相談日 每月第3土曜日 午前10時～正午

◆場所 市役所 お問い合わせ

◆窓口市民相談 市政全般についての要望、苦情、また市民の困りことなどを受けています。

◆相談日 每月第2・第4火曜日 午前10時～午後3時

◆場所 市民会館

市では、市政についての意見や要望、各種相談などを受付けています。どんなことでも気軽にご相談ください。

◆相談日 每月第3土曜日 午前10時～午後3時

◆場所 市役所 お問い合わせ

市では、家庭問題、近隣のものもあわせて、行政相談員が相談に応じます。

◆相談日 每月第2・第4火曜日 午前10時～午後3時

◆場所 市民会館

市では、市政についての意見や要望、各種相談などを受付けています。どんなことでも気軽にご相談ください。

◆相談日 每月第3土曜日 午前10時～午後3時

◆場所 市役所 お問い合わせ

市政全般・困りごとなどの相談受付

◆因りごと相談 国や府または市の行う仕事に対しても、納得がいかないことがあります。この相談は、直接、市役所においていただけます。

◆相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

◆場所 家庭児童相談室(市役所新館一階 933-1199)

◆家庭児童相談室 父母のお子さんに関する悩みこと相談について家庭相談員が応じます。

◆相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

◆場所 家庭児童相談室(市役所新館一階 933-1199)

◆無料法律相談(予約制) 離婚や借地借家のトラブルなどで、法律的な知識を必要とする相談に弁護士が応じます。

◆相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後1時

◆場所 市民相談室

市では、市政についての意見や要望、各種相談などを受付けています。どんなことでも気軽にご相談ください。

◆相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

◆場所 家庭児童相談室(市役所新館一階 933-1199)

◆家庭児童相談室 父母のお子さんに関する悩みこと相談について家庭相談員が応じます。

◆相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

◆場所 家庭児童相談室(市役所新館一階 933-1199)

市では、市政についての意見や要望、各種相談などを受付けています。どんなことでも気軽にご相談ください。

◆相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

◆場所 家庭児童相談室(市役所新館一階 933-1199)

市では、市政についての意見や要望、各種相談などを受付けて